

令和3年度確認書発行対象の同種工事(環境森林部版)の設定について

令和3年5月 日

令和3年6月1日以降に入札公告する総合評価落札方式(環境森林部所管事業)による条件付一般競争入札において、令和3年度確認書発行の対象となる同種工事(環境森林部版)を設定しました。

《令和元年度からの変更点》

1 同種工事番号の年度変更

『R2-〇-〇』→『R3-〇-〇』

- ・ 令和3年6月1日以降に入札公告する総合評価落札方式(簡易型・特別簡易型)の建設工事のうち、同種工事が令和元年度確認書発行の対象となる同種工事(同種工事番号「R3-〇-〇」と指定されている場合は、新たに令和3年度に発行された同種工事の確認書が必要となります。

2 環境森林部が設定する同種工事の確認書を発行する機関

- ・ 治山工事 : 西臼杵支庁又は、各農林振興局
- ・ えん堤工事(えん堤高さが5m以上のえん堤工事)
: 西臼杵支庁又は、各土木事務所
- ・ 林道開設工事 : 西臼杵支庁又は、各農林振興局

<問い合わせ先>宮崎県 環境森林部 自然環境課 技術管理担当
電話 0985-26-7164
ファクシミリ0985-38-8489

同種工事の名称	治山工事	同種工事の番号	R3-環境-1
---------	------	---------	---------

<同種工事の定義>

「治山工事」とは、1～4の全てを満たす工事とする。

- 1 国又は県が発注した治山工事（※1）又はえん堤工事（えん堤高さが5m以上の工事（※2））
- 2 宮崎県内で施工した工事（配置予定技術者の施工経験は県内外を問わない）
- 3 当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上の工事
- 4 主たる工種の内容が「土木一式工事」である工事（※3、※4）

※1 「国又は県が発注した治山工事」とは、林野庁又は宮崎県環境森林部が所管する保安施設事業、地すべり防止工事に関する事業及び治山関係の災害復旧等事業による工事とする。

（注1）主たる工事が保安林管理道の新設工事である工事は含まない。

（注2）該当しない発注者

各高速道路株式会社（日本道路公団も含む）、県道路公社、市町村、森林整備センター（森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む）など

（注3）「治山工事」に該当する工事

○治山工事
 溪間工（谷止工、床固工、流路工など）、山腹工（土留工、柵工など）、地すべり防止工（排土工など）など

※2 「国又は県が発注したえん堤工事」とは

国：国土交通省、農林水産省など
 県：知事部局、教育庁、県警本部、企業局など

（注1）該当しない発注者

「治山工事」の取り扱いに準ずる。

（注2）「えん堤工事」に該当する工事

○えん堤高さが5m以上のえん堤工事
 えん堤本体工の部分的な工事、副えん堤、垂直壁、側壁及び水叩きに関する工事も該当するものとする。

- ア 砂防管理者以外が発注した工事も対象とする。
- イ 災害復旧工事などの砂防事業以外の事業も対象とする。
- ウ えん堤高さとは、えん堤の完成型において、本体工の基礎地盤から水通し天端までの高さをいう。

※3 「土木一式工事」に該当する工事

盛土工、切土工、路床工、下層路盤工、擁壁工、片栈道橋工、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル工、函渠工、兼用護岸工、共同溝、組立歩道、一般車両を通す仮橋の設置工事、落石防護柵設置工事（擁壁又は基礎工を伴うものに限る）など

※4 「土木一式工事」に該当しない工事

- 舗装工
 アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、上層路盤工など
- 法面工
 モルタル（コンクリート）吹付工、植生基材吹付工、落石防止網工、法枠工など
- その他
 抑止杭工、アンカー工、防護柵工、区画線工、橋脚（橋台）などの撤去のみの工事、仮橋等の撤去のみの工事、トンネルの封鎖工事、崩土除去工事、上下水道管・農業用水管等の道路占用物工事、落石防護柵のみの設置または撤去工事など

同種工事の名称	林道開設工事	同種工事の番号	R3-環境-2
---------	--------	---------	---------

＜同種工事の定義＞

「林道開設工事」とは、1～4の全てを満たす工事とする。

- 1 国又は県が発注した林道開設工事（※1）
- 2 宮崎県内で施工した工事（配置予定技術者の施工経験は県内外を問わない）
- 3 当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上の工事
- 4 主たる工種の内容が「土木一式工事」である工事（※2、※3）

※1 「国又は県が発注した林道開設工事」とは、林野庁又は宮崎県が発注した林道、林業専用道及び保安林管理道の新設工事とする。

（注1）主たる工事がトンネル工事、橋梁上部工事、橋梁下部工事である工事は含まない。

（注2）該当しない発注者

各高速道路株式会社（日本道路公団も含む）、県道路公社、市町村、森林整備センター（森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む）など

※2 「土木一式工事」に該当する工事

盛土工、切土工、路床工、下層路盤工、擁壁工、片栈道橋工、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル工、函渠工、兼用護岸工、共同溝、組立歩道、一般車両を通す仮橋の設置工事、落石防護柵設置工事（擁壁又は基礎工を伴うものに限る）など

※3 「土木一式工事」に該当しない工事

- 舗装工
アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、上層路盤工など
- 法面工
モルタル（コンクリート）吹付工、植生基材吹付工、落石防止網工、法枠工など
- その他
抑止杭工、アンカー工、防護柵工、区画線工、橋脚（橋台）などの撤去のみの工事、仮橋等の撤去のみの工事、トンネルの封鎖工事、崩土除去工事、上下水道管・農業用水管等の道路占用物工事、落石防護柵のみの設置または撤去工事など